

吹田市立保育所等防犯カメラ設置業務 仕様書

1 契約件名

吹田市立保育所等防犯カメラ設置業務

2 履行場所

吹田市立保育所等28園（別紙「設置園一覧」参照）

3 業務内容

保育所等において、火災・盗難及び不良行為を予防し安全を確保するため、現地調査を実施し、適切な設置場所を決め、設置に伴い必要となる工事や諸手続きを行うものです。

4 設置台数等

各園 防犯カメラ（外部表示・告知シール・告知板含む）3台

レコーダー1台 液晶モニター1台

一部の園では、機械警備等の理由により防犯センサーやカメラ等が設置されているが、既設機器の妨げにならないように配慮すること。既設箇所の詳細については、設置目的に鑑み、受注者にのみ提示するものとする。

5 設置期間等

契約締結後から令和5年3月31日までの間で、各園が指定する日に現地作業を実施し、設置及び動作確認を完了すること。

6 留意事項

設置工事を行うにあたり、本仕様書に指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。納品から1年間を保証期間とすること。ただし、メーカーが独自に1年を超える無償保証サービスを設定している場合は、当然その条件を受けられるものとする。

7 提出書類

(1) 契約締結後、次の書類を提出すること。

工程表、管理技術者届、下請業者名簿、現場代理人・主任技術者届（経歴書含む）、必要資格取得者名簿、吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づく誓約書

(2) 機器等設置作業前に次の書類を提出すること。

設置作業従事者名簿、作業手順書、機器承認図

(3) 機器等設置完了後、速やかに次の書類を提出すること。

完成図書（設置箇所一覧表、位置図、詳細図、施工写真（施工前、後）、作動確認書、設置箇所同意確認書）

防犯カメラ機器取扱説明書（製本2冊、電子データ1部）

なお、設置箇所一覧表及び設置箇所位置図については、防犯カメラ管理番号を記載し、2部提出すること。また、電子データについても提出すること。

(4) その他、発注者が必要とする書類

8 報告・連絡

受注者は、本件事案の進捗状況について、発注者に適宜報告を行うなど、本契約全般の責にあたること。

9 官公署等への手続き

防犯カメラ機器等の設置に必要な官公署や電力会社等への手続き（設置にあたり必要であれば、道路や電柱の占用や使用料等に係る許可等が得られるまでに必要となる関係部署との協議や申請書の作成、各種資料の作成等の一切の事務を含む）は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。なお、申請書への押印や申請書の提出等について、それを受注者が行うことができない場合は、発注者と受注者との協議により、発注者が行う。

10 設置上の注意

(1) 受注者は、市及び各園長と設置前に下記の事前協議を十分に行うこと。

ア 防犯カメラ機器等の設置方法・位置等に関しては、市及び各園長と協議の上、承認を得ること。

イ 作業日の1週間以上前に設置日時等について、市及び各園長の下承を得ること。また、周辺地域住民等に対して設置作業日等の通知が必要な場合は、市及び各園長と協議の上、下承を得ること。

ウ その他設置作業について検討を要する事項。

(2) 受注者は、施工前に設置する場所の現地調査を行い、吹田市における工事基準に準拠した工事を行うこと。また、施工にあたっては設置箇所の強度も十分に考査し、本仕様書等を遵守の上、確実・堅牢・美観に留意して行うこと。

(3) 設置等については、作業内容に応じて下記の者が作業を行うこと。

ア 電気工事士2級以上の有資格者

イ 防犯設備士又は総合防犯設備士の有資格者

(4) 受注者は、設置作業にあたり、必要な保安資機材を活用し、保安要員を配置するとともに、設置作業中は道路使用許可条件を順守し、周辺地域住民等に十分配慮すること。

(5) 設置作業中に事故が発生した場合は、受注者は速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者はその補償を行うこと。

(6) 電力会社等が所管する電柱等に共架する場合は、事前協議を行い、電力会社等の指定する方法及び仕様に基づき設置すること。

(7) 漏電対策として漏電ブレーカーを必ず設置すること。

(8) 防犯カメラ機器等設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材及び防犯カメラ機器取付金具等の必要な部材及びその経費等については、受注者の負担とする。なお、電気使用申込みが必要な場合は、その諸手続き業務及び手数料についても受注者の負担とする。

(9) 設置作業中の資材、撤去品及び残土等廃棄物については、受注者が処分すること。

- (10) 設置にあたっては、遅くとも 1 週間前までに周辺地域住民に対して設置工事の日時等について、事前に通知すること。
- (11) 周辺地域住民等の申し出により、画像の確認やマスキングを必要とする場合は、必要な作業を行うこと。
- (12) 家屋等が撮影範囲に写りこむ場合は、受注者が家屋等の住民の同意を得た上で、設置箇所同意確認書を取得し、発注者に提出すること。なお、同意確認書の内容等については、発注者と十分に協議の上、受注者が作成すること。
- (13) 本仕様書に明記しないものであっても、設置作業上当然必要とするものについては、受注者の責任において設置すること。
- (14) 受注者は防犯カメラの設置にあたり、その配線や付属物も含めて、確実・堅牢に施工すること。

11 設置完了時

- (1) 設置作業完了後、受注者は「7 提出書類」に記載の提出書類を発注者に提出した上で、完了報告を行うこと。
- (2) 受注者は、設置作業完了後に、発注者から補修等の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講じること。

12 費用負担

次の費用については、全て受注者が負担すること。

- (1) 防犯カメラ機器の設置場所の調査に係る費用
- (2) 防犯カメラ機器の搬入、設置、工事、調整及び検査に係る費用
- (3) 防犯カメラ機器の設置工事に必要となる各種申請に係る費用
- (4) 告知板の作成および設置費用

13 機器の仕様

別紙の姿図・寸法を参照すること。

(1) 防犯カメラ

ア 記録した映像はモニターを用いて再生するものとし、防犯カメラ本体だけでは再生することができない仕組みとすること。

イ 仕様等

(ア) 本体

ハウジング：屋外に設置することを考慮した形状、色であること。

防塵防水性を有すること。事前に発注者の承認を得ること。

その他：園舎外も映り込む機体については、プライバシー保護機能を有すること。
(マスキング機能で、撮影画像内の一定のエリアのマスキングを 1 台ごとに任意で指定できること。)

(2) レコーダー

機器性能と仕様

容量：防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、毎秒10枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、2週間程度記録できる容量を有する。(記録媒体の記録容量128GB以上)

記録方式：画像解像度(1,920×1,080dpi)以上に対応。

通知機能：機器異常・故障等通知機能

故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有する。

インターフェイス：USBポート2ヵ所以上(USB2.0又は3.0)

映像取り出し：メモリに記録された映像(動画媒体及び静止画)の任意の部分を、USBメモリ等汎用的な媒体に記録できること。

(3) 外部表示

管理番号

防犯カメラハウジング外部(カメラ下部から容易に確認ができる箇所)に、防犯カメラの管理番号を表示すること。

例) 岸部保育園 05-01

05(別紙の園番号)-01(機体識別のため01~03)

(4) 告知用シール及び告知板

ア 告知用シール

防犯カメラ下部に防犯カメラが作動していることを周知するためのシールを貼付すること。

イ 告知板

防犯カメラ設置場所近辺に、防犯効果を高めるための告知板を設置すること。また、告知板は屋外に設置するため、PETフィルム等の経年劣化に耐えうる素材とし、設置場所及び形状、色及び告知内容については、発注者と協議すること。(別紙3のとおり)

(5) 液晶モニター

機器性能と仕様

機能：最長20mの範囲内で、防犯カメラからの映像をリアルタイムにモニタリングできること。また、映像記録装置に記録されている情報から、任意の映像を抽出し再生できること。

制御：防犯カメラの制御(ズーム)機能を有する。

サイズ：21.5型以上。

(6) 屋外設置機器構造

屋外に設置する機器は、次の条件を満たす構造とする。

ア 防犯カメラはケースに収容し、防水・防塵・着氷雪対策を行うこと。

イ 防犯カメラ機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。

ウ 防犯カメラ機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。

また、他の機器からの電気雑音によって誤作動しないこと。

エ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

(7) 耐震

設置する機器については十分な耐震対策を講じること。

(8) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧はAC100VまたはAC200Vとする。また、防犯カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないこと。

14 保証業務

(1) 受注者は、防犯カメラ機器一式の取扱い方法について簡易なマニュアルを作成し、書面により発注者に提出すること。また、各園に対し、作成した簡易マニュアルについて取扱い説明を行うこと。

(2) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

15 その他

(1) 様式

報告書、台帳等の様式については、発注者と協議を行うこと。

(2) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うこと。

16 担当部署

吹田市役所 児童部 保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当

電話番号：06-6384-1541

Email：hoiku_k@city.suita.osaka.jp